

資料提供

令和6年9月27日



和歌山県高野町

「令和6年能登豪雨に係る災害義援金」の受付開始について

令和6年9月21日に発生した能登半島を中心とした大雨により甚大な被害が発生しました。この災害で被災された方を支援するため、下記のとおり義援金の受付を開始しています。

1 高野町による義援金の受付

・義援金箱を高野町役場及び富貴支所、高野山観光情報センターに設置します。

【受付期間及び時間】

令和6年9月27日(金)～令和6年12月27日(金) 午前9時～午後5時

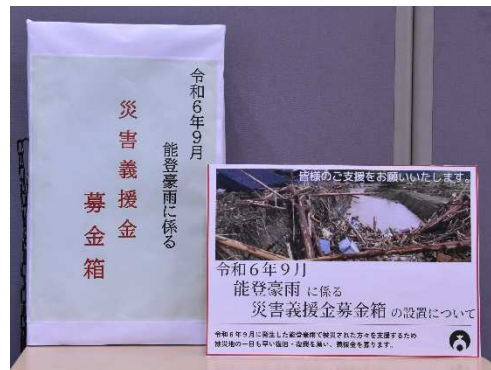
・受け付けた義援金は、石川県へ送金します。その後、石川県に設置された義援金配分委員会を通じ、被災された方々に配分されます。

2 税制上の措置

個人については、所得税法第78条第2項第1号、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。

3 その他

物品の寄贈は受け付けておりませんので、ご了承ください。



問合せ:高野町役場 企画公室

担当:門谷

TEL:0736-56-2932